

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 国保第一・第二係	
許 認 可 等 名	国民健康保被保険者証の再交付	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第9条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5157)	
審 査 基 準	基 準	国民健康保険法第5条から第7条まで及び国民健康保険法施行規則第7条の規定による。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和元年10月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 2日※ (休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)